

仕 様 書

1 件名

令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都開催競技種目別大会実施計画策定業務委託

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会事務局及び同事務局が指定する場所

4 目的

令和9年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）における東京都開催競技種目別大会（水泳（競泳）・水泳（飛込）・バスケットボール（女子）・ハンドボール・バドミントン・柔道・ローリング・ホッケー・空手道・少林寺拳法）の円滑な運営に向けて、競技会運営に必要な実施計画を策定することを目的とする。なお、競技会場及び日程等については、「令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都開催競技種目別大会会場及び日程」（別添1）のとおりとする。

5 通則

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会（以下「委託者」という。）と詳細に協議を行い、委託者の承認を受けて、業務を進めるものとする。また、本仕様書の解釈について疑義が生じた場合等、不明な事項は、その都度、委託者と協議の上決定するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の趣旨を理解し、業務を進めること。
- (3) 受託者は、本業務を進めるに当たり、「令和9年度全国高等学校総合体育大会南関東ブロック開催基本方針」（別添2）、「令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都開催基本構想」（別添3）及び「令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都開催基本計画」（別添4）（以下「基本方針等」という。）の内容を踏まえ、「『大会愛称・スローガン・シンボルマーク』活用ガイドライン」（別添5）に基づく大会愛称、シンボルマーク等を十分に生かしたものとすること。
- (4) 本業務の実施に当たっては、経費節減に努め、安全面、衛生面及び環境に配慮すること。
- (5) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (6) 本業務の主要な部分を除く部分に限り、あらかじめ書面又は電磁的記録により委託者の承諾を得た場合にはこの限りではない。
- (7) 委託者の承諾が得られた本委託業務の一部を再委託する場合においては、受託者と同様に再委託先においても本業務に関する契約関係書類の内容を遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (8) 再委託先は、以下の者であってはならない。
 - ア 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止期間中の者

イ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項の規定による排除措置期間中の者

- (9) 受託者は、再委託の申出を行う際には、委託者に対して当該委託業務に係る履行体制図等を付属資料として提出しなければならない。
- (10) 受託者は、当該履行体制図等の作成に当たっては、全ての再委託先及び再委託先に行わせる業務について、記載しなければならない。

6 委託内容

本委託業務は以下のとおりとし、業務の実施に当たっては、これまで、東京都開催の競技種目の競技会（関東大会以上の競技会又はプロの試合）を運営した経験があり、各競技の運営及び各会場に精通した者（事業者）を積極的に活用し、効率的な業務運営に努めること。

なお、会場における各種計画等の策定に当たっては、特に熱中症対策に十分考慮した計画とするとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、年齢、性別や障害のあるなしに関わらず、あらゆる人にとって使いやすい会場づくりに配慮したもの計画とすること。

(1) 競技種目別大会関係実施計画作成業務

計画の作成に当たっては、熱中症対策、雨天・荒天・落雷時などの気象条件を考慮するとともに、地震、火災、事件、事故など緊急時の対応も含めること。熱中症対策については、「(5) 大会開催に向けた熱中症対策に係る運営計画作成及び実施運営業務」の成果を反映すること。

また、基本方針等を踏まえ、環境に配慮した計画とすること。

なお、実施計画の作成に当たっては、本大会以外の組合せ抽選会、諸会議（監督・主将会議、常任委員会等）、競技種目別開会式、同閉会式等、競技種目別大会の運営に付随する業務及び練習会場の運営計画等も含むものとする。

ア ゾーニング計画（BOH・FOH）及び動線計画

競技種目別大会運営のために必要なゾーニング計画及び動線計画を作成すること。

イ 仮設施設等整備計画

競技種目別大会の実施に当たって必要な仮設施設等について、以下の(ア)から(キ)までの事項を含む整備計画を作成すること。委託者が別途指定する備品又は借用動産（競技で使用する器具や計測機器等）を盛り込むこと。

また、仮設施設を整備するために建築確認等が必要なものについては、委託者の承認を得たうえで、必要な手続の一切を行うこと。

なお、経費等の縮減を図るために、可能な限り会場（練習会場、その他運営会場等を含む。以下同じ。）に設置されている既存物品等を活用すること。

(ア) 仮設施設・設備の一覧表

(イ) 仮設施設・設備の配置計画図

(ウ) 仮設施設・設備の設計図書、仕様書

(エ) 競技種目別大会の運営に必要な諸室等配置計画図

(オ) 備品・消耗品の一覧表

(カ) 備品・消耗品の配置計画図

(キ) 備品・消耗品の仕様・規格

ウ 会場装飾・飾花等運用計画

仮設施設や既存施設内外における装飾・飾花、表示、誘導、メッセージ等の各種サイン・看板類等について、各会場との統一感に配慮したデザインを複数案検討・作成し、以下の(ア)から(ウ)までの事項を含む装飾・飾花及びサイン等計画を作成する。

- (ア) 装飾・飾花、サイン・看板類等イメージ図
- (イ) 装飾・飾花、サイン・看板類等の配置計画図
- (ウ) 装飾・飾花、サイン・看板類等の設計図書、仕様書

エ 仮設設備等整備計画

競技種目別大会の実施に当たって、必要な電気容量、給排水容量、通信回線等のインフラ設備を調査し、既存設備では対応できない場合の仮設設備等整備計画を作成すること。

なお、整備計画には以下の(ア)から(ウ)までの事項を含めること。

- (ア) 仮設設備の一覧表
- (イ) 仮設設備の配置計画図
- (ウ) 仮設設備の設計図書、仕様書

オ 競技体験等実施運営計画

来場者が、会場内又はその周辺において、実施競技等を体験できるコーナーの設置やその他都民が運動やスポーツに親しむためのコーナー等の計画を作成すること。なお、詳細は委託者と協議を行い、委託者の承認を受けて、業務を進めるものとする。

なお、競技体験等の計画には以下の(ア)から(ウ)までの事項を含めること。

- (ア) 競技体験等の計画
- (イ) 各コーナーの運営方法
- (ウ) 各コーナーの配置計画図、仕様書

カ 会場設営等工程計画

全体、エリア別、業務別（仮設施設・設備等、装飾・飾花等など）の会場設営工程計画を作成すること。なお、計画には、事前の調達・製作から設置、撤去までを含めること。

キ 競技運営計画

競技種目別大会を運営するに当たり必要な運営計画を作成すること。

なお、運営計画には以下の(ア)から(オ)までの事項を含めること。

- (ア) 当日までの準備及び当日のスケジュール
- (イ) 運営人員体制（ボランティアの活用含む）
- (ウ) 調整事項及びその調整先機関
- (エ) 競技運営マニュアルの更新・編纂
- (オ) その他実施に当たり必要となる事項

ク その他必要な計画等

その他上記以外で競技種目別大会の実施・運営等を行うに当たり必要な計画等を作成する。

（2）運営関係業務実施計画作成業務

以下のアからカまでの事項の検討を行うとともに実施計画を作成すること。なお、作成に当たっては、委託者が別途策定・提示する関連計画等も踏まえつつ、十分に調整を図ること。

ア 警備計画

警備計画には以下の(ア)から(キ)までの事項を含めること。

(ア) 入退場者管理

通行管理レベル区分及び通行管理区分に基づくIDカード等による入退場者管理方法並びに不正入場防止対策

(イ) 雜踏警備

安全かつ円滑な雑踏整理方法及び雑踏事故防止対策

(ウ) 巡回警備

不審者、不審物、危険物等の警戒及び発見方策

(エ) 事前警備

昼夜間警備方法

(オ) 消防警戒

火災等の予防・警戒、消防用設備の点検及び火災発生時の初期消火活動並びに消防関係機関への通報・連携体制

(カ) 避難誘導

火災、大規模災害及び突発重大事案発生時（発生のおそれがある場合を含む。）の安全かつ迅速な避難誘導方法並びに応急救護方法。また、各会場における避難誘導に関する既存計画の検証及び必要に応じた見直しを行うこと。

(キ) 警備員・スタッフ等の配置・運用方法

上記(ア)から(カ)までの警備に係る警備員、スタッフ等の配置・運用方法

イ 車両管理・運営等計画

車両管理・運営等計画には以下の(ア)から(オ)までの事項を含めること。

(ア) 車両管理

- ・会場内及び指定駐車場までの大会関係車両の誘導方法
- ・大会関係車両用の駐車許可証の管理方法（再発行場所を含む。）

(イ) 駐車（輪）場・乗降場誘導（待機場を含む。）

- ・駐車（輪）場出入口及び駐車（輪）場内における車両並びに歩行者の整理・誘導方法
- ・乗降場における車両及び歩行者の整理・誘導方法
- ・各駐車（輪）場、乗降場及び会場周辺における歩行者誘導に係る
- ・駐車（輪）場・乗降場管理のための運営方法

(ウ) 警備員等の配置・運用方法

上記(ア)及び(イ)の警備・誘導に係る警備員・スタッフ等の配置・運用方法

※熱中症対策を含むこと。

(エ) 事故・事件等発生時の対応

事故・事件等突発事案発生時の対応方法

(オ) その他

上記のほか必要な計画等

ウ 医療救護計画

以下の(ア)から(オ)までの事項を含む医療救護計画を医師の監修の下、作成すること。

(ア) 会場ごとの医師・看護師等の従事体制（派遣依頼予定先を提示すること。）

(イ) 会場ごとに必要な医薬品一覧表

※医薬品はドーピング禁止物質を含まない市販の医薬品とする。

(ウ) 会場ごとに既存の救護所にある備品・消耗品以外で必要となるものの一覧表（見積りを含む。）

※傷病時の応急救護のほか熱中症対応に必要なものも含めること。

(エ) 調整事項及びその調整先機関

(オ) その他実施に当たり必要となる事項

エ 通信機器等整備計画

通信機器等整備計画には、以下の(ア)及び(イ)の事項を含めること。

(ア) 情報連絡方法等の検討

運営に当たって必要となる人員体制を踏まえた連絡・連携方法等を検討したうえで、業務に必要な通信機器（有線・無線を含め最適なものを選定する。）を選定すること。

(イ) 整備計画の作成

以下の事項を含む整備計画を作成すること。

・通信機器一覧（連絡体制、連絡系統図を含む。）

・整備工程計画

・各種手続の整理

オ 売店（物販、飲食）・PRブース等設置運営計画（競技実施会場のみ）

全ての競技会場における物販、飲食等ブースやPR・協賛ブース等の出店に関し、募集、出店ブースの配置、施設管理者及びその他関係者と調整したうえで、売店等設置計画を作成する。なお、設置計画には以下の(ア)から(ウ)までの事項を含めること。

(ア) 売店募集計画

(イ) 売店配置計画図

(ウ) 会場別の出店規制、要件等の分かる資料

カ 輸送計画

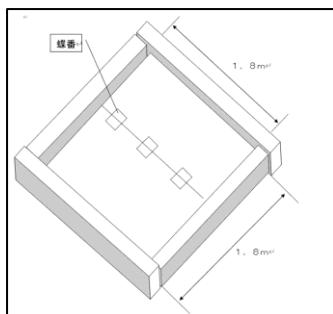
競技日程等を踏まえ、全ての競技会場などへのアクセス方法等を検証した、公共交通機関による来場等が困難な場合の輸送手段などについての輸送計画を作成すること。

(3) 所要経費積算業務

本件業務委託にて策定した全ての計画等を実施するために必要な経費に関する所要経費積算書を作成すること。また、積算書に関しては、数量、単価、期間、その他事項区分等など詳細な明細がわかるものとし、競技別のか、会場別のものも作成すること。なお、積算書の様式等についてはあらかじめ委託者と協議すること。

(4) 装飾花台の製作・撤去等業務

本委託6(1)ウにて策定した計画に基づき、下記アからエのとおり、制作、運搬、撤去、廃棄等を行うこと。なお、制作イメージは下図のとおり



ア 仕様・規格

装飾花台は1.8m×0.9mのコンパネ（耐水ラワンベニヤ）を2枚並べ、300mm×1800mm×30 mmを4枚合わせた装飾花台とする。

イ 数量

8台

ウ 納品先及び期限

納品先：都立園芸高等学校、都立農芸高等学校、都立農産高等学校、
都立農業高等学校、都立瑞穂農芸高等学校、都立大島高等学校、都立三宅高等学校、
都立八丈高等学校 計8校

納入期限：令和8年6月末日

エ 撤去、廃棄

納品した装飾花台について、別途委託者と協議調整したうえで装飾花台とその中身を
撤去及び廃棄する。なお、廃棄物処理については、東京都の廃棄物処理に関する規定の
とおり行い、完了後は委託者へ報告する。

(5) 大会開催に向けた熱中症対策に係る運営計画作成及び実施運営業務

教育活動の一環として開催する全国高等学校総合体育大会は、大会参加者はもとより、一般
観覧者、運営スタッフに対して、安全・安心な大会運営が前提である。

大会期間中の競技会場、練習会場等における大会参加者、一般観覧者及び運営役員の熱中症
予防及び適切な措置がとれるよう、既存の大会等を活用して本大会での効果的な熱中症対策を
検証するために以下の大会にて検証・実施すること。

ア 実施概要

(ア) 競技 ホッケー、ローイング

(イ) 対象者及び人数（延べ人数） 選手 360人程度
運営役員 110人程度
補助生徒 110人程度
観客 420人程度

(ウ) 対象とする大会及び会場

①ホッケー 令和8年度関東高等学校ホッケー大会 6月開催予定
会場：大井ホッケー競技場

②ローイング I 令和8年度国民スポーツ大会東京都予選会 5月実施予定
会場：海の森水上競技場

③ローイング II 令和8年度関東高等学校選抜大会東京都予選会 9月実施予定
会場：海の森水上競技場

※各大会の実施期間は、準備期間も含め、最大4日間程度とする。

イ 暑さ対策に係る計画等作成及び検証実施等業務

受託者は、事業の実施に必要となる、次に掲げる全ての業務を行う。なお、本委託業務
の履行に必要となる一切の経費は、本契約の契約金額に含むものとする。

ウ 委託者との打合せ

受託者は、契約締結後速やかに、委託者と打合せを行い、委託内容及び事業内容等に
について確認すること。

エ 業務全体計画書の作成

受託者は、契約締結後5開序日以内に、以下の(ア)から(オ)までの項目を記載した業務全体計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

(ア) 事業実施方針

(イ) 業務全体の工程表

(ウ) 本仕様書に示されている業務を確実に履行するための組織体制（委託者との連絡・調整の窓口となる責任者を定め、その者が事務局の組織等を取りまとめる組織体制を構築すること。）

(エ) 競技会場施設管理者との連絡・調整計画

(オ) 実施計画書の作成計画（実施計画書には、各競技の実施スケジュール案・効果検証案を記載すること。）

オ 熱中症対策物品の納入、設営、説明、撤収等

(ア) 品名・数量・対象

NO	I 品名	II 対象大会	III 対象者	IV 数量
1	ミストファン設置	①ホッケー ③ローイングⅡ	選手、運営役員 補助役員、観客	各回 10 台
2	リギング会場用大テント (10m×10m)	③ローイングⅡ	選手、運営役員 補助役員	2 張
3	テント (12 帖、横幕有)	②ローイングⅠ ③ローイングⅡ	選手、運営役員 補助役員、観客	8 張
4	アイスバス	①ホッケー ③ローイングⅡ	選手、運営役員 補助役員	各回 5 台
5	W B G T 測定器	①ホッケー ②ローイングⅠ ③ローイングⅡ	—	各回 5 台
6	W B G T 測定器用三脚	①ホッケー ②ローイングⅠ ③ローイングⅡ	—	各回 5 台

(イ) 規格

別紙1「熱中症対策物品 規格」を満たす仕様の物品を用いること。

(ウ) 設営

熱中症対策物品を会場のどこに、どの程度設営するかについては、前記イにより作る「業務全体計画書」に記すこと。

(エ) 説明

各大会の開会式等の際に、本テストイベントの目的、熱中症対策物品の使用方法・効果について、簡潔に説明すること。

(オ) 撤収

各大会の最終日に、設営したもの全て、撤収すること。

(カ) 電気の使用について

テストイベントの実施に当たって必要な電気容量を調査し、既存設備では対応できない場合の仮設備（発電機・電源コードなど）を設置する。その際、施設管理者と設置について調整すること

(キ) WBT測定器及びWBT測定器用三脚について

テストイベント後に委託者へ納入すること。

カ 競技備品の搬入搬出、艇のメンテナンス

(ア) ローイング競技について、戸田漕艇場（埼玉県戸田市）及び旧中川水辺公園（東京都墨田区）から東京都の学校が所有している艇のうち競技会に必要な下記台数の艇を運搬し、会場に搬入すること。また、競技会終了後は、それぞれの艇庫に戻すこと。

戸田在艇 45艇（4×15艇、2×15艇、1×15艇）

旧中川水辺公園在艇 23艇（4×9艇、2×7艇、1×7艇） 計 68艇

(イ) 艇の運搬、メンテナンスを、実施実績のある専門業者に依頼すること。

(ウ) メンテナンス及び洗浄は、ローイングII 令和8年度関東高等学校選抜大会東京都予選会（9月実施予定）の競技終了後、実施すること。

キ 保守作業

(ア) 受託者は、上記オに示す「熱中症対策物品」に記載の各機器が常に正常に動作するよう保守管理を行うこと。

(イ) 機器異常が生じ、保守の依頼があった際は、速やかに正常に稼動する状態まで復旧を行うか、又は代替機などによる対応を行うこと。

(ウ) 保守等に係る費用は、全て本契約に含むものとする。

(エ) 保守の範囲で想定する物品の使用強度は、対象競技の動きに耐えうる程度とする。

(オ) 利用者の故意又は過失により発生した障害に関しては保守対象外とし、上記(エ)の限度を超える範囲について、過失として対応する。

なお、利用者の故意又は過失により障害が発生した場合は、保守対象外と判断した理由・原因について、障害部位の写真などを添え、委託者へ報告を行うこと。

ク 管理

(ア) ミストファンの水分補給は、受託者が行うこと。

(イ) アイスバスには水を入れ、常に10~15°Cに保つこと。デジタル水温計をアイスバスに設置し、水温を確認できるようにすること。また、これら一切の管理を行うこと。

ケ 効果検証、実施報告書の作成

効果検証計画案を契約締結後5開庁日以内までに作成し、委託者へ提出すること。効果検証案は、スケジュール、効果検証の方法、アンケートの質問項目等を具体的に明記すること。また、委託者と協議の上、事前・事後に調査を実施し、効果検証すること。

なお、対象者は、原則として選手及び大会関係者並びに観戦者とし、十分に効果検証等が可能な規模での調査を行うこと。

(ア) 調査内容

・対象者の変容（意識・身体等）

・対象者への聞き取り

(イ) 効果検証

調査結果を踏まえ、効果検証を行い、実施報告書に成果と課題をまとめ、本委託にて作成する実施計画等に反映させること。

(ウ) 実施報告書の作成

受託者が競技種目ごとに、分析したデータ、対象者の調査内容を集約し、本事業の成果と課題を記載すること。

(6) その他業務

ア 図面の製作

本委託の履行に当たって必要となる各会場及び周辺地域の平面図等については、必要に応じてCADデータによる書き起こしを行い製作すること。

イ 実施に向けた調整

各実施計画について、委託者の承認を受けた上で、実施に向けて関係機関等との打合せ及び調整を行うこと。

(ア) 記録の作成

委託者及び関係機関等との打合せや調整内容等について、隨時、記録を作成すること。

(イ) 会議等への支援

必要に応じ、委託者において開催する会議等に出席し、検討材料となる資料や情報を提供する。また、必要に応じて関係官公署等との打合せ及び調整を行うとともに、提出資料等の作成、諸手続の実施等を行うこと。

7 留意事項

(1) 業務定例会の実施

本委託業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は委託者と常に緊密な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、原則として委託者事務局において週1回程度開催する業務定例会（打合せ）に対応できる体制を整えること。また、議事録を作成すること。

(2) 業務実施計画表等の提出

受託者は、履行期間内で十分な成果が上がるよう必要な業務実施体制をとり、契約締結後5開庁日以内に以下のアからウまでの書類を提出すること。

ア 業務実施計画表

イ 業務実施に伴う組織図、人員配置図、名簿等

ウ 委託者と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を記載した書類

8 権利義務の譲渡等

受託者はこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

9 成果品及び納入期限

(1) 成果品の納入部数及び納入期限は、原則として別紙2「成果品及び納入期限」に記載のとおりとするが、必要に応じて委託者と受託者とで協議し決定することができる。

(2) 電子データの提出は以下によること。

ア Windows 形式で表示可能とする。

イ 報告書の電子データは、Microsoft 社製 Word・Excel 等により編集可能な形式及びPDF ファイルとする。また、CAD データについては、フリーCAD ソフト（Jw_cad）により編集可能な形式とする。

ウ 格納媒体はCD-R又はDVD-R を基本とする。また、収納ケース、CD-R又はDVD-R に委託年度及び委託件名等を付記すること。

エ 最新のウイルスソフトでチェックを行った上で納品すること。

(3) 成果品の納入後、内容に不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

(4) 納入先

令和 9 年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会事務局

(東京都教育庁指導部指導企画課全国高等学校総合体育大会担当内)

10 検査

成果品の納入後、委託者が検査を行う。

11 著作権関係

この委託契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 受託者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 3 （貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を、委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 受託者は、著作者人格権を主張しないものとする。委託者は、著作権法第 20 条（同一保持権）第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために仕様書等で指定する物件の改変を無償で行うことができるものとする。

12 機密保持

(1) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

(2) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。

(3) 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏えいされないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。また、本調査が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄・処分し、処分の報告を行うこととする。

13 個人情報の保護

本契約の履行に当たって、委託者が貸与するデータ等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報は全て委託者の保有する個人情報とする。

なお、個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに関する別紙 3 「個人情報の保護」に

する特記仕様書」による。

14 支払方法

履行完了後一括して支払う。

15 その他

(1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第 215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(2) 東京都グリーン購入推進方針等

本契約の履行に当たっては、別紙4「東京都グリーン購入推進方針」を遵守すること。

(3) 暴力団等排除に関する特約条項等

本契約の履行に当たっては、別紙5「暴力団等排除に関する特約条項」を遵守すること。

16 連絡先及び担当

令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会事務局

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎3階

東京都教育庁指導部指導企画課全国高等学校総合体育大会担当内

電話：03-5320-7497（直通）

熱中症対策物品 規格

1 ミストファン設置

- ・機能自動首振り機能(首振り角度 60°)
- ・電動機：全閉型 100V 単相 4P 出力 0.25kw
- ・ファン最高回転数：1300/1450 回転/min(50Hz/60Hz)
- ・ファンモータ：全閉型 100V 単相 4P 出力 0.16kw
- ・寸法 710×530×1470～1920mm
- ・給水方式：タンク貯水式・水道直結式
- ・タンク容量：50L 最大:62L

2 リギング会場用テント

- ・サイズ：10m×10m、柱数：4 本
- ・各テントを固定するためのウェイトを4つずつ準備すること。
- ・ウェイトは、設置場所の平均的な風速を計算し、強風でテントが飛ばされない重さとすること。

3 テント

- ・サイズ：12 帖
- ・横幕を4面設置すること。
- ・各テントを固定するためのウェイトを各テントに、最低4つずつ準備すること。
- ・ウェイトは、設置場所の平均的な風速を計算し、強風でテントが飛ばされない重さとすること。

4 アイスバス

- ・本体サイズ:幅 174.5×奥行 119×高さ 60.5cm
- ・材質:ポリプロピレン
- ・容量:約 800L

5 W B G T 測定器

- ・スポーツ協会推奨のもの

6 W B G T 測定器用三脚

- ・地上から 1.5m に上記 5 のW B G T 測定器を設置できるもの

成果品及び納入期限

	成果物 ※注1	様式等内訳 ※注2	数量(部)		納入期限
			紙	CD-RW等	
1	・第1次報告書（実施計画書v1、概算経費v1を含む。） ・熱中症対策実施報告書v1	A3判及びA4判 カラー印刷 20ページ程度	10	1	令和8年 6月12日（金）
2	・第2次報告書（実施計画書v2、概算経費v2） ・熱中症対策実施報告書v2	A3判カラー印刷 30ページ程度	1	1	令和8年 9月24日（木）
		A4判カラー印刷 30ページ程度	10	1	
3	・第3次報告書（実施計画書v3、概算経費v3） ・熱中症対策実施報告書（確定版）	A3判及びA4判 印刷製本 50ページ程度	1	1	令和8年 11月13日（金）
		A4判カラー印刷 50ページ程度	10	1	
4	第3次報告書（実施計画書v3、概要版）	A3判及びA4判 印刷製本 20ページ程度	1	1	令和8年 11月13日（金）
5	最終報告書	A4判印刷製本	10	1	令和9年 3月12日（金）

※ 注1 成果物は各競技種目別のほか会場別のものも作成すること。

※ 注2 様式等内訳欄のページ数は、競技ごとのページ数を示している。また、概算経費積算資料を除いたページ数である。

個人情報の保護に関する特記仕様書

第1章 総則

(個人情報の保護)

第1条 受託者は、この契約による業務を処理する上で個人情報を取り扱う場合、本特記仕様の規定に従うとともに、東京都教育委員会個人情報取扱事務要綱（平成17年9月22日付17教総総第1009号）第2に定める管理体制及び委託者が定める安全管理基準（「東京都教育委員会保有個人情報の安全管理に関する基準」（令和5年4月27日付5教総総第309号）。別添）と同等以上の水準により個人情報を保護しなければならない。

(秘密等の保持)

第2条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をこの契約以外の目的で他人に知らせ、また、この契約以外の目的に利用してはならない。

- 2 受託者は、この契約が終了し、又は解除された後においても、前項の規定を遵守しなければならない。
- 3 受託者は、顧客情報等の営業秘密を取り扱う場合、経済産業省が策定する営業秘密管理指針（平成15年1月30日（最終改訂：平成31年1月23日））において示される水準以上の対策を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱い)

第3条 受託者は、この契約による業務を処理する上で、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8号に定める特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う場合は、個人情報保護法その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

なお、取り扱う個人情報等に加工等が施される場合、この契約における個人情報等は、個人情報保護法第2条第5項に定める仮名加工情報及び同条第6項に定める匿名加工情報並びに同条第7項に定める個人関連情報を含むものとする。

(受託者に提供する個人情報等の範囲)

- 2 この契約による業務の処理に際して、委託者が受託者に対して提供する個人情報等（以下「東京都教育委員会提供個人情報等」という。）がある場合、委託者は、その提供する個人情報等の件名及び件数等について、東京都教育委員会提供個人情報等一覧（目録A）に記載し、事前にその旨を明示する。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が都民及び委託者以外の第三者から直接取得する個人情報等（以下「受託者取得個人情報等」という。）がある場合、委託者は、その取得が予定される個人情報等の件名や件数等について、可能な限り具体的に見積を行った上で、その内容を、受託者取得個人情報等一覧（目録B）に記載し、事前にその旨を明示する。

この場合、受託者は、業務の進捗等を報告するに当たって、必要に応じ、目録B「受託者取得個人情報等一覧」の記載内容を修正し、委託者に報告するものとする。受託者取得個人情報等のうち、目録に定めがないものについては、委託者及び受託者間で別途合意をした上で、当該受託者取得個人情報等の処理権限を定めるものとする。

(表明保証)

3 受託者は、この契約において取り扱う個人情報等を処理する場合には、その作成、取得及び提供等について、個人情報保護法に定められている手続を履行していることを保証するものとする。
(権限)

4 受託者は、この契約で明示的に規定されるものを除き、この契約において取り扱う個人情報等について開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び提供の停止を行うことのできる権限を有しない。

第2章 安全管理体制

(責任体制の整備)

第4条 受託者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制（個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。）を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者及び従事者)

第5条 受託者は、この契約による個人情報等の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ委託者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が番号利用法第2条第5項及び第8項に定義する個人番号及びこれらの個人番号をその内容に含む特定個人情報と同等の水準により管理された個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う場合、委託者は、その取扱いが予定される特定個人情報等の件名や件数等について、具体的に見積りを行った上で、その内容を目録C「特定個人情報同等水準管理情報一覧」）に記載し、事前にその旨を明示する。

また、受託者は、目録C「特定個人情報同等水準管理情報一覧」に記載された特定個人情報等の監査者を定め、あらかじめ委託者に届けなければならない。

2 受託者は、責任者に、従事者が本特記仕様に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。また、受託者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記仕様を遵守させなければならない。

3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

なお、特定個人情報等と同等の水準により管理すべき個人情報がある場合、監査者は、受託者における第1項に定める個人情報の管理状況を定期に及び必要に応じ随時に監査する。受託者は、監査の結果を踏まえ、個人情報の管理に不適切な点があると認めるときは、直ちに是正措置を講じなければならない。

- 4 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、受託業務により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならないことなど、個人情報保護に関して必要な事項の周知徹底をしなければならない。

(派遣労働者)

第6条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

- 2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、委託者に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

(従事者等の教育及び研修)

第7条 受託者は、個人情報等の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における委託者の機関及び受託者の義務並びに本特記仕様において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修の実施に関して計画を定めなければならない。この計画には、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容並びに個人情報の漏えいが生じた際に負う民事上、刑事上及び行政上の責任等に関する事項を含むものとする。
- 3 受託者は、第1項の教育及び研修を、責任者及び従事者にこの契約による業務を行わせる前に少なくとも1回は行わなければならない。
- 4 要配慮個人情報を取り扱う場合、委託者は、受託者が第2項に基づき策定する計画のほか、前項に基づき実施する教育及び研修の実施状況について、必要に応じてその提出を求めるものとする。

(再委託)

第8条 受託者は、個人情報等の処理について再委託（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）への委託を含む。以下同じ。）を行う場合、個人情報等を適切に管理する能力を有しない事業者を選定しないようにするために、再委託しようとする業者名及び次の各号に規定する項目を記載した書面を委託者に通知し、東京都教育委員会個人情報取扱事務要綱第7.7に定める委託者の承諾を得なければならない。再委託

の内容を変更する場合又は選定した業者が個人情報等を適切に管理する能力を有しないことが判明した場合において別の業者に変更する場合も同様である。

- (1) 再委託を行う業務の内容及び事業執行場所
- (2) 再委託で取り扱う個人情報等の目録
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方に対する個人情報保護法第25条等に基づく監督方法

- 2 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、委託者に対して再委託の相手方による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。
- 3 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報等の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 4 受託者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、委託者の求めに応じて、その状況等を委託者に適宜報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の管理監督とは別に、再委託の相手方における責任者及び従事者に対して、この契約による業務を行わせる前に、少なくとも1回は前条第1項に定めるものと同等以上の教育及び研修を行わせなければならない。

(目的以外の利用禁止)

第9条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は委託者から引き渡された文書等（当該文書に記録された個人情報の全部若しくは一部を複写又は転写等した他の媒体を含む。以下、本特記仕様において同じ。）を委託者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製等の禁止)

第10条 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から引き渡された文書等を委託者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製若しくは転写してはならない。

(個人情報等の安全管理)

第11条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は委託者から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。

- 2 受託者は、委託者から文書等の引き渡しを受けた場合は、委託者に受領書を提出する。

- 3 受託者は、第1項の個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ委託者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。委託者は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。
- 4 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、第1項の個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受託者は、第1項の個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ委託者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、第1項の個人情報等について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あらかじめ委託者に届け出なければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 7 受託者は、従事者をして前項に基づき届け出た送付方法により第1項の個人情報等を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。
 - (1) 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
 - (2) 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようすること。
 - (3) 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。
 - (4) 上記(1)及び(2)について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記(3)について責任者が了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。
- 8 受託者は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等（外部記録媒体を含む。以下同じ。）以外のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受託者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度（ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001等）の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し選定すること。
- 10 受託者は、第1項の個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は

複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(個人情報等の帰属及び返還、廃棄又は消去)

- 第12条 委託者から引き渡された文書等に記録された個人情報等のほか、この契約による業務を処理するために委託者の指定した様式により、及び委託者の名において、受託者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報等は、委託者に帰属するものとする。
- 2 受託者は、この契約による委託業務完了時に、委託者の指示に基づいて、前項の個人情報等を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- なお、要配慮個人情報を含む場合、個人情報等の返還は、第5条の規定によりその役割を果たすべき者として委託者に届け出られている者が行うものとする。
- 3 受託者は、第1項の個人情報等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読又は復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 受託者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報等を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、当該個人情報等を判読及び復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 受託者は、第1項の個人情報等を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を委託者に提出しなければならない。ただし、他の法令に基づき受託者において一定期間の保管が義務付けられている個人情報等については、受託者は、廃棄又は消去できない個人情報等の概要に関する情報（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去しない根拠法令、責任者及び法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日）を上記証明書に記載すること。
- 6 受託者は、廃棄又は消去に際し、委託者が立会いを求めたときはこれに応じなければならない。

第3章 事故対応及び検査

(漏えい等発生時の対応)

- 第13条 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、その事態に係る帰責の有無にかかわらず、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を委託者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。この場合、受託者は、当該措置に係る費用を負担することとする。
- 3 受託者は、委託者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。この場合、受託者は、委託者が事実関係の公表に当たって受託者の名称及び代表者氏名を公表することがあることを承諾するものとする。

(立入調査等)

第14条 委託者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報等の取扱いについて、本特記仕様の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるとときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、委託者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、再委託を行う場合は、前項と同等の措置を講じるよう再委託の相手方に対して求めなければならない。また、受託者は、必要に応じて委託者が再委託の相手方に報告を求めることがあり、再委託の相手方の作業場所を立入調査できるよう、必要な調整を行うものとする。この限りにおいて、受託者は、再委託の相手方の作業場所を立入調査できるように調整した記録（再委託の相手方に連絡した日時及び連絡内容、連絡の結果による再委託の相手方の返答内容など）を、委託者の求めに応じて書面により報告しなければならない。

第4章 契約解除及び損害賠償等

(契約の解除)

第15条 委託者は、受託者が本特記仕様に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務を解除することができるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、委託者にその損害の賠償を求ることはできないものとする。
- 3 受託者が、第1項の規定に基づき契約を解除された場合、委託者は、受託者の名称及び違反事實を公表することができる。

(損害賠償等)

第16条 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記仕様に定める義務に違反し、又は怠つたことにより委託者が損害を被った場合には、委託者にその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第13条第1項に規定する事態に起因又は関連して第三者との間で紛争、クレーム又は請求（以下「紛争等」という）が生じた場合には、直ちに委託者に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任及び費用負担において、当該紛争等を解決することとする。
- 3 受託者は、第13条第1項に規定する事態に起因又は関連して、委託者が被った損害又は損失及び費用（漏えい等した個人情報の本人である被害者から委託者に対してなされる訴訟及び慰謝料その他の損害賠償の請求その他紛争解決手段の行使に対応するために委託者において発生した費用を含む。以下「損害等」という）が生じた場合、委託者の求めに応じて、当該損害等の全部又は一部を補償する。
- 4 第2条第3項に基づき管理された個人情報等の取扱いについて委託者が損害を被った場合には、委託者は不正競争防止法（平成5年法律第47号）第4条及び第5条に基づく損害の賠償を請求することができる。

(違約金)

- 第17条 第1条に基づき管理された個人情報の取扱いに関して、受託者の責任者及び従事者の故意又は重過失によって委託者に損害が生じた場合、受託者は委託者に対して違約金として契約金額の100分の10に相当する額を支払う義務を負う。
- 2 委託者に生じた損害が前項に基づく違約金額を上回る場合には、委託者は実際に生じた損害額を立証することで、受託者に対して立証した額を違約金として請求することができる。

(その他)

- 第18条 受託者は、東京都教育委員会が定める安全管理基準（別添）及び本特記仕様の解釈等、個人情報等の取扱いについて疑義を生じた場合、その都度委託者に確認し、本業務を行うこと。この限りにおいて、委託者は、委託者の情報セキュリティ管理体制の維持に支障がない範囲で受託者に対して情報提供を行うものとする。

- 第19条 第16条の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、受託者が再委託等（再々委託及びそれ以降の委託を含む。）をした相手方において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

東京都グリーン購入推進方針

1 環境に配慮した物品及び役務の調達の意義・目的

本方針は、都内最大の事業者・消費者である都が、各局（本部、庁）における環境に配慮した物品および役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することにより、環境配慮型製品の市場を拡大し、製造者等の製品の開発や供給における環境負荷の低減に向けた取組を支援するとともに、都民・事業者や他自治体による環境配慮型製品の購入を更に喚起することを目的とする。

都は、「東京都環境基本計画」に基づき、2050年ゼロエミッション、2030年カーボンハーフを達成するため、あらゆる分野の取組を大幅に強化している。また、生物多様性を回復し、より良質な都市環境の実現に取り組むことに加え、持続可能な消費・生産を実現することを目指しており、都自らが率先して遂行していく。

また、「東京都社会的責任調達指針」に基づき、受注者及びそれらのサプライチェーンを担う事業者に対し調達における環境、人権労働及び経済の各分野での望ましい慣行を支援させる取組を進めることと併せ、持続可能な社会の実現に寄与することを目指す。

2 対象とする範囲

都における物品等の調達のうち、①消耗品及び備品の購入、②物件借上、③印刷物の作成、④自動車による運搬および輸送、⑤食堂・小売、⑥産業廃棄物処理、⑦庁舎管理等、⑧会議運営、⑨普及・啓発等に係る環境配慮を対象とする。その他の製品やサービスの購入・借上等については、可能な限り本方針を活用する。なお、公共工事に係る再生資材等に関しては、別途「東京都建設リサイクルガイドライン」「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」において定めるものとする。

3 製品やサービスの選択基準

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

＜原材料の採取段階での環境配慮＞

- ①原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ②原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの ⑥余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの ⑦再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの ⑨修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
⑩梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの ⑫回収・リサイクルシステムが確立しているもの ⑬耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<サービス提供時の環境配慮>

- ⑭省エネルギーの取組を徹底したもの

- ⑮サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

<その他の環境配慮>

- ⑯製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの ⑰製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの

- ⑲製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの

4 環境に配慮した物品等の調達の推進方法

- (1) 必要性をよく考え、適正量を調達する。 (2) 都における物品等の調達においては、「3 製品やサービスの選択基準」及び「東京都

グリーン購入ガイド」に従い、品目別の環境配慮仕様を満たすものを調達することを原則とする。なお、ガイドに定めのない品目については、可能な限り、「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギー ستーロゴ」など第三者機関が認定するもの、若しくはこれらと同等なもの又はグリーン購入法適合製品（グリーン購入法により国が定める「特定調達品目」の「判断の基準」を満たすもの）の選択に努める。温室効果ガス削減のためのカーボンフットプリントマークについても適宜参考とする。

- (3) 環境局は、環境に配慮した物品等の調達の推進に必要な情報について、各局（本部、庁）への情報提供に努める。

- (4) 必要に応じて、物品等調達担当職員に対する説明会、研修等を実施する。
(5) 定期的に、環境に配慮した物品等の調達の取組状況を把握し、公表に努める。
(6) 本方針は、原則として都の全ての組織に適用するものとし、環境マネジメントシステムとの関連を図りつつ全庁的に推進するものとする。

5 実績の報告

各局（本部、庁）は、本方針に基づき調達した品目等の調達実績について、年度終了後、環境局の指定する様式により、環境局へ報告するものとする。

6 関係団体等への要請

- (1) 所管局は、公の施設の指定管理者に対して、指定管理業務を行う際は本方針の趣旨を踏まえ、東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを要請するものとする。
- (2) 所管局は、政策連携団体に対して、本方針の趣旨を踏まえ、自身の活動において、エネルギー使用や廃棄物発生の抑制など環境に配慮した取組を行うこと及び東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを指導するものとする。

附 則

本方針は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

本方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和7年4月1日から施行する。

暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 第1条 委託者は、受託者が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（受託者が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受託者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
 - 3 契約書第16条の3第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。
 - 4 契約解除に伴う措置については、契約書第19条第1項から第4項までの規定を準用するものとする。
 - 5 契約書第19条第2項及び第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が定めるものとする。

(再委託禁止等)

- 第2条 受託者は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入札参加資格を有する者以外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に再委託してはならない。
- 2 受託者が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者に再委託していた場合は、委託者は受託者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
 - 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
 - 4 委託者は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

(不当介入に関する通報報告)

- 第3条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく委託者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を委託者に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を委託者及び管轄警察署に提出しなければならない。
 - 3 受託者は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受託者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。

4 委託者は、受託者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく委託者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。